

八千代市行政手続条例の一部改正（案）の概要

1 改正背景

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）により行政手続法（平成5年法律第88号）の一部が改正され、改正後の同法においては、聴聞及び弁明の機会の付与（以下「聴聞等」という。）の通知に係る公示送達をデジタル化することとされました。

これを受け、八千代市行政手続条例においても同様の改正をするものです。

2 改正内容

聴聞等の通知に係る公示送達について、現行では行政庁の事務所の掲示場に掲示する方法としていますが、これを、公示事項を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧することができる状態に置く措置をとることによって行うものとします。

この改正は、公示送達の名宛人の利便性が向上するものであり、また、行政手続オンライン化の推進にも沿う取組となります。

3 施行期日（予定）

公布の日